

移住促進住宅取得助成事業をご利用ください

移住の促進と地域の活性化を図るため、本市へ移住される方（転入者対象）の住宅取得費および取得した住宅の改修工事に対して補助金を交付します。

◆補助金額・必要書類◆

新築または新築住宅の購入 限度額 30 万円 購入経費（土地代を除く） の 4%以内の額	中古住宅の購入 限度額 20 万円 購入経費（土地代を除く）の 20%以内の額	中古住宅の購入補助を受けた 住宅の改修工事 限度額 10 万円 工事費の 20%以内の額
新築または新築住宅の購入・中古住宅の購入の場合 <ul style="list-style-type: none"> ・小美玉市移住促進住宅取得補助金交付申請書（様式第 1 号） ・申請者の住民票または戸籍の附表の写し（過去 5 年間の住所地が証明できるもの） ・申請時に住民登録をしていた自治体の市町村税の納税証明書 ・誓約書兼同意書（様式第 2 号） ・住宅の取得契約書の写し ・住宅敷地の売買契約書の写し ・補助対象住宅の案内図 		中古住宅の改修工事の場合 <ul style="list-style-type: none"> ・小美玉市移住促進住宅改修補助金交付申請書（様式第 3 号） ・住宅改修工事に係る見積書の写し ※施工業者は市内に事業所を有する業者であること ・補助対象住宅の平面図（住宅改修予定箇所を明示したもの） ・住宅改修工事に着手する前の当該工事箇所の写真

市ホームページの下記アドレスから申請書のダウンロードができます。
<http://www.city.omitama.lg.jp/0102/info-0000003616-2.html>

◆対象者・対象となる住宅◆

- ・平成 29 年 4 月 1 日から令和 3 年 3 月 31 日までに対象住宅への居住が開始され転入届を済ませることができる方。
- ・転入日または申請日のいずれか早い日から起算して過去 5 年以内に小美玉市の住民基本台帳に記録されたことのない方。
- ・申請時に住民登録をしていた自治体の市町村税に滞納がない方。
- ・取得した住宅に 5 年を超えて居住しようとする方。
- ・平成 29 年 4 月 1 日以降に市内で取得の契約をした住宅とし、令和 3 年 3 月 31 日までに所有権の保存または移転の登記が完了する住宅。ただし、完成の日から 1 年を経過したものであっても、過去に居住されたことがないもので、かつ、完成の日が平成 29 年 4 月 1 日以降の住宅は新築住宅として扱います。

※以下に該当する場合は補助対象となりません。

- ・賃貸、販売等の営利を目的とする場合
- ・住宅または敷地が贈与あるいは相続したものである場合
- ・市の他の制度を利用している場合
- ・住宅または敷地が 2 親等以内の親族から賃借または購入した場合

◆申請期間◆

5 月 11 日（月）から
7 月 31 日（金）まで〈必着〉

※申請書類を都市整備課へ持参または郵送でご提出ください。
 ※先着順ではありません。応募者多数の場合は抽選です。
 ※低金利の住宅ローン商品は市ホームページをご覧ください。

問い合わせ 都市整備課 建築係 ☎：0299-48-1111（内線 1413）